研究成果報告書 科学研究費助成事業



今和 2 年 6 月 1 1 日現在 機関番号: 37105 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2016~2019 課題番号: 16K17037 研究課題名(和文)発行会社の不実開示の抑止のための法的エンフォースメントの総合的研究 研究課題名(英文)Comprehensive Study on Legal Enforcement for Deterring Misrepresentation of Issuer 研究代表者 藤林 大地 (Fujibayashi, Daichi) 西南学院大学・法学部・准教授 研究者番号:80631902 交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文): 本研究では、発行会社の不実開示を抑止するための法的エンフォースメントのあり 方について、発行会社やその役員等に対する民事責任の追及を中心に検討を行った。研究成果としては、有価証 券届出書の虚偽記載に係る発行会社の民事責任のD&O保険による付保可能性、取締役等の各責任主体の主観的責 任要件の意義の解釈、不実開示に関する損害論、コーポレートガバナンス・ガバナンスに関する情報の不実開示 に対する責任法制について論考を公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義
不実開示は、投資者の投資判断をゆがめて損害を被らせるとともに、有価証券の市場価格をゆがめて資源の効 本美用示は、投資者の投資判断をゆかめて損害を被らせるとともに、有価証券の市場価格をゆかめて貨源の効率的な配分を阻害するものであり、その抑止を図ることが必要となる。他方、不実開示に対する法的エンフォース面が過剰な内容・水準で行われる場合、有益な情報の開示が阻害されることになる。本研究では、不実開示に 関する法的エンフォースメントをめぐる幾つかの問題を取り上げて、不実開示の効率的な抑止のための法制度の 設計について検討を行った。

研究成果の概要(英文): In this study, we discussed legal enforcement to deter issuers from making misrepresentations. The study focused on the pursuit of civil liability of the issuer and its directors. As a result of my research, we published papers on the insurability of the civil liability of issuers for false statements in securities filings, the interpretation of the negligence for each responsible entity, such as directors, the damage theory of misrepresentation, and the liability for misrepresentation of information about corporate governance.

研究分野:金融商品取引法

キーワード:不実開示 虚偽記載 情報開示 民事責任 相当な注意 有価証券

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様 式 C-19、F-19-1、Z-19(共通)

1.研究開始当初の背景

(1) 発行会社の不実開示について、金融商品取引法(以下、「金商法」という)は、不実開示に よって歪められた価格で証券の取引を行い損害を被った投資者に関して、発行会社やその役員、 さらに、監査法人や証券会社といったゲートキーパーの民事責任を規定している。これは、投資 者の損害填補および不実開示の抑止の観点から、民法の不法行為の特則として定められたもの である。

もっとも、投資者の損害填補を金商法の民事責任制度の主たる目的と位置付けて、上述の者の 責任を積極的に認めていくことには問題がある。まず、発行会社が損害賠償の主体となる場合、 投資者に対する損害賠償に伴う会社財産の減少は、株主や会社債権者の利益を害し、企業価値の 毀損ひいては発行会社の倒産を生じさせる。また、役員やゲートキーパーに対する民事責任の追 及は、それらの者の活動を委縮させ、積極的な情報開示や証券の発行による資金調達を阻害する 可能性を孕んでいる。さらに、私的・公的エンフォースメントによって不実開示を効果的に抑止 できるのであれば、あるいは、投資者は不実開示のリスクを十分に管理できるのであれば、投資 者の損害填補の重要性は低いものとなる。

(2) 不実開示に関する民事責任制度が内在する問題や同制度の目的論については、民事責任の 追及が盛んになされてきたアメリカなどで活発に議論されており、具体的な制度設計について も種々の提案がなされている。我が国においても、金商法上の民事責任制度の目的の再検討が必 要であることが指摘され(加藤貴仁「流通市場における不実開示と投資家の損害」新世代法政策 学研究11号303頁(2011年)) また、不実開示を実効的に抑止するための制度設計に関して、 発行会社や役員といった各種の主体に責任を課すことの意義や課題、さらに公的エンフォース メントの位置付けも含めた、総合的な研究が必要であることが指摘されている(田中亘「流通市 場における不実開示による発行会社の責任」『商事法の新しい礎石』861頁(有斐閣、2014年)。 我が国でも不実開示に対する民事責任の追及が盛んになっているところ、投資者の損害填補を 主たる目的の一つとして設計されている金商法の民事責任制度が内在する問題が顕在化しつつ あり、同制度の目的の在り方に立ち返った検討を行うことは喫緊の課題となっている。

2.研究の目的

(1) 本研究は、不実開示の抑止という目的を達成するための私的エンフォースメントおよび 公的エンフォースメントの在り方について、解釈論および立法論を総合的に提示することを目 的とする。具体的には、次の五つの点について検討を行う。

本研究の前提として、民事責任制度の主たる目的を投資者の損害填補とすることの問題、 および、不実開示の抑止を主たる目的と位置付けることの合理性について検討を行う。

不実開示に関する「発行会社の過失」の意義について、不実開示の抑止のインセンティブ を高めるためにはそれをどのように理解すべきかについて検討を行う。

役員および監査法人などのゲートキーパーに責任を課すことの意義と限界、各種の主体間 の役割分担の在り方、そして、責任の要件の在り方について検討を行う。

不実開示に対する発行会社や役員の損害賠償責任に関しては、保険(いわゆる D&O 保険) が発売されるようになっているところ、民事責任の追及による不実開示の抑止効果等が損なわ れないようにするための規律の在り方について検討を行う。

不実開示の抑止における公的エンフォースメントの意義を検討し、私的エンフォースメント トとの協働の在り方について検討を行う。

3.研究の方法

本研究では、上記の問題に関する我が国および諸外国の立法・判例・学説の調査を行い、それ を基に解釈論や立法論の検討を行う。

具体的には、我が国においては、平成16年の証券取引法改正後、不実開示について多数の訴 訟が提起されており、判例や裁判例の蓄積がみられ、またそれに伴って活発な議論が展開されて いるところ、それらを狩猟し、検討を行う。また、アメリカにおいては不実開示に関する法的エ ンフォースメントについて理論的検討が進められており、制度設計に関する提言もなされてい るところ、それらについても検討を行う。さらに、アメリカ以外の国についても、一定の議論の 蓄積が見られ、また我が国ともアメリカとも異なる法制度を採用している国もあるところ、それ らについても検討を行う。

4.研究成果

(1) 本研究の研究成果としては、第一に、有価証券届出書の虚偽記載に係る発行会社の金商法 18条の損害賠償責任について D&O 保険のいわゆる Side C によって付保することは法的に認め られるかという問題について論考を公表した (「利益返還型の損害賠償責任の付保可能性に関す る一考察 有価証券届出書の虚偽記載に係る発行会社の損害賠償責任の D&O 保険による付 保を中心に 」損害保険研究 78 巻 4 号 1 頁(2017 年))。

虚偽記載のある有価証券届出書によって有価証券の募集が行われた場合、発行会社は投資者 に対して金商法18条や民法709条に基づく損害賠償責任を負うことになるが、この損害賠償責 任の履行は、実質的には、発行会社から投資者への資金(利益)の返還となる。そして、かかる 損害賠償責任について責任保険(D&O保険のSideC)による填補がなされる場合、発行会社は 違法に得た利益を維持することになるところ、このような帰結は法的に許容されるかが問題と なる。

わが国では、このような利益返還型の損害賠償責任の付保可能性の問題は議論されてこなかったと思われる。他方、米国では、かかる問題について判例が議論の蓄積が見られる。とりわけ、 主導的判例と位置付けられている判例は、モラル・ハザード(利益の違法な獲得のインセンティ ブの発生)などを理由として付保可能性を否定している。もっとも、アリゾナ州の Cohen 判決 は、利益返還型の損害賠償責任の付保は可能・不可能というように択一的に議論されるべき問題 ではなく、約款の文言や被保険者の利益獲得時の態様等を考慮して個別的に判断することが必 要であることを指摘している。

本研究では、Cohen 判決などから示唆を受け、利益返還型の損害賠償責任の付保可能性をカ テゴリカルに論じるのではなく、金商法 18 条等の損害賠償責任の付保可能性という問題に限定 して検討を行った。そして、まず、狭義のモラル・ハザードの問題については保険法 17 条 2 項 によって対処されていること考えられることを指摘した。次に、被保険利益を一応観念できるこ とを指摘したうえで、被保険利益の適法性については、金商法 18 条の虚偽記載の抑止および投 資者の損害填補という目的を実現するためには発行会社の損害賠償責任を填補する D&O 保険 契約を無効とすることが必要不可欠となるかが問題となることを指摘した。そして、かかるD&O 保険契約の存在は投資者の損害填補に資するものであり、かかる D&O 保険契約の取得を許容し たとしても、取締役やゲートキーパーのインセンティブに大きな影響は生じないと考えられる ため、虚偽記載の抑止という目的を達成するためにかかる D&O 保険契約を無効にすることが必 要不可欠とはいえず、被保険利益の適法性は認められると考えられることを指摘した。

ただし、本研究は付保可能性という観点から検討を行うものであり、金商法 18 条の損害賠償 責任の付保が政策的に望ましいかという問題が残されることになっている。

(2)本研究の研究成果としては、第二に、有価証券報告書党の虚偽記載に係る取締役等の責任 主体の免責要件である「相当な注意」の意義について、昭和46年証券取引法改正時の学説の解 釈を批判的に検討する論考を公表した(「不実開示に係る取締役等の「相当な注意」に関する序 論的考察 昭和46年証券取引法改正時の学説を中心に 」商事法務2165号4頁(2018年))

昭和46年改正によって有価証券報告書等の虚偽記載について取締役等が責任主体とされ、面 積要件として「相当な注意」が規定されたことに伴い、その意義についていくつかの解釈論が示 された。その特徴は、取締役等の「相当な注意」について厳しい水準を設定していることにある。 かかる解釈は、米国の BarChris 判決や Folk 教授の見解を参考として展開されているため、本 研究では、BarChris 判決や Folk 教授の見解について再検討を行った。そして、同判決は「相当 な注意」として具体的にどのような行為が求められるのか明らかにしていないところがあるこ と、同教授の見解は一部疑問があることを指摘した。また、昭和46年改正時の学説について個 別的に検討を行い、「相当な注意」の内容として、多大なコストを伴う一方で虚偽記載の抑止と いう点では効果の乏しい行為を要求している部分があることを指摘した。

公表した論考では、「相当な注意」の内容をどのように理解すべきかという肝心な問題については論じることができていない。この点については、近日中に別途論文を公表することを予定している。

(3)本研究の研究成果としては、第三に、コーポレートガバナンスに関する情報の不実開示に 関する論考を公表した(「コーポレート・ガバナンスに関する情報の不実開示に対する責任法制」 青山アカウンティング・レビュー9 号 28 頁(2019 年))。

記述的情報に注目が集まっているところ、コーポレートガバナンスに関する情報もその一つ として記載事項が拡充されている。また、その虚偽記載が訴訟で争われる事例も登場することに なっている。そこで、有価証券報告書等の記載事項として、コーポレートガバナンスに関してど のような情報の記載が求められているかを整理したうえで、意見としての性質を有する情報に ついてどのような場合に「虚偽の記載」と評価されるのかという問題や、「重要な」虚偽記載か 否かはどのように判断されるべきかという問題について検討を行った。そして、コーポレートガ バナンスに関する情報の虚偽記載が問題となった FOI 事件について、その位置づけを検討した。 また、日産自動車事件について、重要な事項の虚偽記載といえるのかについて、訂正報告書をも とに検討を行った。

5.主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件(うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

1.著者名	4.巻
藤林大地	9
2.論文標題	5 . 発行年
コーポレート・ガバナンスに関する情報の不実開示に対する責任法制	2019年
3. 雑誌名	6.最初と最後の頁
青山アカウンティング・レビュー	28-32
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
	1

1.著者名	4.巻
藤林大地	2018-02
2.論文標題 1933年証券法11条の民事責任の法定責任期間に対する衡平法上の進行停止の原則の適用の可否 [California Public Employees' Retirement System v. ANZ Securities, Inc., 582 U.S, 137 S.Ct. 2042 (2017)]	5 . 発行年 2019年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
アメリカ法	326-330
掲載論文のDOI(デジタルオプジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	

	a <u>244</u>
1.著者名	4.巻
藤林大地	1558
2.論文標題	5 . 発行年
有価証券届出書・目論見書の虚偽記載と社外監査役・元引受証券会社等の民事責任 F01事件	2019年
	-
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
金融・商事判例	2-7
掲載論文のDOI(デジタルオプジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
なし	無

1.著者名 4.巻 2140 藤林大地 2 . 論文標題 5 . 発行年 平成二八年度会社法関係重要判例の分析〔上〕 2017年 3.雑誌名 6.最初と最後の頁 商事法務 4-19 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) 査読の有無 なし 無 オープンアクセス 国際共著 オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難

1.著者名	4.巻
藤林大地	2141
平成二八年度会社法関係重要判例の分析〔下〕	2017年
	6.最初と最後の頁
商事法務	51-66
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

1.著者名	4.巻
藤林大地	1521
2.論文標題	5 . 発行年
有価証券報告書等の虚偽記載と発行会社の損害賠償責任 IHI事件	2017年
3. 雑誌名	6.最初と最後の頁
金融・商事判例	2-7
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

1.著者名	4.巻
藤林大地	1533
2.論文標題	5 . 発行年
有価証券届出書・目論見書の虚偽記載と元引受証券会社等の民事責任 F01事件	2018年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
金融・商事判例	2-7
掲載論文のDOI(デジタルオプジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著

1.著者名	4.巻
藤林大地	22
2.論文標題	5 . 発行年
粉飾上場における取引先協力者の責任および投資者の損害の評価(FOI・富士通事件)	2018年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
法学セミナー増刊 速報判例解説 新・判例解説Watch	121-124
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
は なし しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

1.著者名	4.巻
藤林大地	2165
	5.発行年
2.5.調又標題 不実開示に係る取締役等の「相当な注意」に関する序論的考察 昭和46年証券取引法改正時の学説を中	2018年
小天開水にはる取締反守の「相当な注意」に関するが調的考察 昭和40年証券取引な以上時の子就を干	2010-
3. 雑誌名	6.最初と最後の頁
商事法務	4-13
	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

- 1.著者名	4.巻
藤林大地	2107
2.論文標題	5 . 発行年
平成二七年度会社法関係重要判例の分析〔上〕	2016年
3. 雑誌名	6.最初と最後の頁
商事法務	4-17
掲載論文のDOI(デジタルオプジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

1.著者名 藤林大地	4.巻 2108
2.論文標題	5 . 発行年
平成二七年度会社法関係重要判例の分析〔下〕	2016年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
商事法務	34-47
掲載論文のDOI(デジタルオプジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	

1.著者名	4.巻
藤林大地	78 · 4
2.論文標題	5 . 発行年
利益返還型の損害賠償責任の付保可能性に関する一考察有価証券届出書の虚偽記載に係る発行会社の	2017年
損害賠償責任のD&O保険による付保を中心に	
3. 雑誌名	6.最初と最後の頁
損害保険研究	73-106
掲載論文のDOI(デジタルオプジェクト識別子)	査読の有無
なし	有
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6	. 研究組織		
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考